第95回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　2021年6月24日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所　東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役10名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件

議決権行使期限

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
行使期限：2021年6月23日（水曜日）午後5時30分

お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

高砂香料工業株式会社
証券コード：4914

TAKASAGO

目　次

第95回定時株主総会招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類…… 6
（添付書類）
事業報告…… 15
連結計算書類…… 37
計算書類…… 41
株主総会会場ご案内図…… 裏表紙

創業精神

技術立脚の精神に則り社会に貢献する

企業理念

香りを原点とする革新的な技術を通して、
新しい価値を創造し続ける

Vision 2040

人にやさしく、環境にやさしく

1. 多様な価値観を尊重する
2. 自然と共生し、人々の生活に彩りを与える
3. 夢と誇りを持って未知の世界へ挑戦する
4. 常に高い技術を追求する、かけがえのない会社

株主の皆様へ

One Takasagoとして新たなステージへ



代表取締役社長　榊村　聡

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。また、罹患された方々や感染拡大により事業や生活に影響をお受けになられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

当社は昨年、皆様の温かいご支援のお陰をもちまして、創業100周年を迎えることができました。そして今年、One Takasagoとして新たな成長のステージへ踏み出すにあたり、「創業精神」「新・企業理念」と合わせて、「Vision 2040」を策定致しました。

「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」という文言は、今まで「企業理念」として位置付けてきましたが、創業以来の高砂香料グループにおける普遍的な原則であることから「創業精神」とし、新しい「企業理念」は高砂香料らしさ、思想を盛り込んだ「香りを原点とする革新的な技術を通して、新しい価値を創造し続ける」としました。

「Vision 2040」は、高砂香料グループの全従業員が共感し目指していく20年後の「ありたい姿」です。人々が身体的、精神的、社会的にも良い状態でいられるような未来を創造する会社でありたい、人々の健康、地球環境への配慮を常に考えた製品作りをする会社でありたい、との思いを込めています。

このような「創業精神」「企業理念」「Vision 2040」のもと、当社は新たな成長のステージへと大きく踏み出し、発展していくよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード4914)
2021年６月２日

株　主　各　位

東京都大田区蒲田五丁目37番１号
高砂香料工業株式会社
取締役社長　桝　村　　聡

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況が続いておりますが、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただきます。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、お土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2021年６月23日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
後記の「議決権行使についてのご案内」（47頁）をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

１．日　　時　2021年６月24日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都大田区蒲田五丁目37番１号　ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。先着順のご入場とさせていただき、満席となりました場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3．会議の目的事項

報告事項　(1) 第95期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第95期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　取締役10名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否（又は棄権）の表示がない場合、当社提案の議案に対して賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

(2) 議決権の重複行使について

① 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。

② インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

5．その他本株主総会招集ご通知に関する事項

(1) 法令及び当社定款の定めにより、本株主総会招集ご通知に記載すべき書類のうち、以下の事項はインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.takasago.com/ja/ir/）の「第95回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項のご案内」に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

① 事業報告の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
② 連結株主資本等変動計算書
③ 連結注記表
④ 株主資本等変動計算書
⑤ 個別注記表

なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

(2) 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.takasago.com/ja/ir/)に掲載させていただきます。

以上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

＜株主様へのお願い＞

◎ 新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
◎ ご来場の株主様へのお飲物のご提供及びお土産のご用意はございません。
◎ 感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。先着順のご入場とさせていただき、満席となりました場合はご入場をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
◎ ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付付近・会場入口付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたしますので、手指の消毒にご協力ください。
◎ 会場入口付近で検温をさせていただき、37.5度以上の発熱のある方及び体調不良とお見受けされる方はご入場をお断りさせていただく場合がございます。
◎ 開会後におきましても、体調不良とお見受けされる方には、運営スタッフからお声掛けさせていただく場合やご退場をお願いする場合がございます。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
◎ 本株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
◎ 本株主総会においては、感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略又は簡略化させていただく可能性がございます。株主様におかれましては、事前に本株主総会招集ご通知にお目通しくださいますようお願い申し上げます。
◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.takasago.com/ja/ir/)より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社をとりまく経営環境は依然として厳しい状況にありますが、グローバル企業として長期的な視野に立った事業収益の拡大ならびに経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する適正な利益還元を実施することを基本方針とし、安定的な配当を維持してまいりたいと存じます。当期の期末配当につきましては、普通配当１株につき30円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当は、１株につき55円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　　30円
総額　　588,486,810円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月25日（金曜日）

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位
1	再任　桝村（ますむら）　聡（さとし）	代表取締役 社長執行役員
2	再任　社外　独立　野依（のより）　良治（りょうじ）	取締役
3	再任　藤原（ふじわら）　久也（ひさや）	取締役 常務執行役員
4	再任　山形（やまがた）　達哉（たつや）	取締役 常務執行役員
5	再任　染川（そめかわ）　健一（けんいち）	取締役 常務執行役員
6	再任　谷中（やなか）　史弘（ふみひろ）	取締役 常務執行役員
7	再任　社外　独立　松田（まつだ）　浩明（こうめい）	取締役
8	再任　水野（みずの）　直樹（なおき）	取締役 常務執行役員
9	再任　磯野（いその）　裕一（ひろかず）	取締役 常務執行役員
10	再任　川端（かわばた）　茂樹（しげき）	取締役 常務執行役員

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>
再任
桝村 聡（ますむら さとし）
（1958年10月20日生）</td><td>1983年４月　当社入社
2008年４月　当社研究開発本部フレーバー研究所長
2012年７月　当社執行役員研究開発本部長
2013年６月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長
2014年５月　当社代表取締役社長執行役員研究開発本部長兼安全統括本部長
2014年６月　高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長
2016年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部担当
2017年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部、監査部担当
2018年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長（現在に至る）</td><td rowspan="2">11,062株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
桝村聡氏は、主に研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2013年６月に取締役、2014年５月からは代表取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>
再任 社外 独立
野依 良治（のより りょうじ）
（1938年９月３日生）</td><td>1972年８月　名古屋大学理学部教授
1997年１月　名古屋大学大学院理学研究科長・理学部長（併任）
2001年６月　当社取締役（現在に至る）
2001年12月　ノーベル化学賞受賞
2003年10月　名古屋大学特任教授
同月　独立行政法人理化学研究所理事長
2004年10月　名古屋大学特別教授（現在に至る）
2015年６月　国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長（現在に至る）
同月　東レ株式会社社外取締役（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
東レ株式会社社外取締役</td><td rowspan="2">2,000株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
野依良治氏は、有機合成化学の専門家として、長年研究に携わり、2001年にノーベル化学賞を受賞したほか、国内有数の研究機関の要職を歴任し、組織運営の経験を有しております。同氏には、研究者及び組織運営者としての経験・見識を基にした客観的見地から、当社の技術力を高める助言や企業価値向上に資する提言・助言を期待しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2001年６月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>
再 任
ふじわら　ひさや
藤 原 久 也
（1955年９月５日生）</td><td>1980 年 4 月　当社入社
2003 年 4 月　Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.代表取締役
2006 年 6 月　当社資材部長
2009 年 4 月　当社経理部長兼購買部長
2010 年 7 月　当社フレグランス事業部長
2012 年 6 月　当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業部長
2012 年10月　Takasago International Corporation (U.S.A.)代表取締役社長
2014 年 6 月　当社取締役常務執行役員
2017 年 6 月　当社取締役常務執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部担当
2020 年 1 月　当社取締役常務執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部、米州地域担当（Takasago International Corporation (U.S.A.)駐在）（現在に至る）</td><td rowspan="2">3,500株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
藤原久也氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、海外子会社の責任者として要職を歴任しております。また2014年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>
再 任
やまがた　たつや
山 形 達 哉
（1963年７月27日生）</td><td>1986 年 4 月　当社入社
2003 年 4 月　Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長
2008 年 7 月　当社国際事業本部フレーバーGSPCオフィス部長兼フレーバー事業本部コーヒー事業推進部長
2010 年 7 月　上海高砂・鑑臣香料有限公司総経理
2013 年 6 月　当社執行役員
2014 年 7 月　当社執行役員企画開発本部副本部長
2015 年 6 月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長
2016 年 6 月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長兼経営企画部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部・品質保証部担当
2017 年 6 月　株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長（現在に至る）
2018 年 6 月　当社取締役常務執行役員コーポレート本部長兼安全統括副本部長兼国際品質保証統括部長、情報システム部、品質保証部担当（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長</td><td rowspan="2">6,863株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
山形達哉氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、管理部門及び海外子会社の責任者として要職を歴任しております。また2015年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 再任 染川 健一（そめかわ けんいち） （1964年11月3日生）	1987年4月 当社入社 2003年4月 当社フレーバー販売第四部長 2008年7月 Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長 2013年6月 当社執行役員 2014年6月 当社執行役員フレーバー事業本部副本部長 2015年6月 高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長 同月 当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当（現在に至る）	6,863株
	【取締役候補者とした理由】 染川健一氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、国内外子会社の責任者として要職を歴任しております。また2015年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		
6	 再任 谷中 史弘（やなか ふみひろ） （1962年1月19日生）	1984年4月 当社入社 2005年4月 当社フレーバー研究所第二部長 2008年4月 Takasago International (Singapore) Pte.Ltd. Director 2012年7月 当社フレーバー研究所長 2014年6月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長兼分析研究所長、ファインケミカル事業本部担当 2019年4月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長、ファインケミカル事業本部担当（現在に至る）	9,363株
	【取締役候補者とした理由】 谷中史弘氏は、主に研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2016年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>
再任　社外　独立
まつだ　こうめい
松 田 浩 明
（1964年10月14日生）</td><td>1993年 4月　弁護士登録（45期）
1997年 4月　松田総合法律事務所開設
2006年10月　リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士
2008年 4月　慶應義塾大学法科大学院講師
2011年 4月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官
2016年 4月　成蹊大学法科大学院講師
2017年 6月　当社取締役（現在に至る）
2020年 1月　虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
松田浩明氏は、法律専門家として、企業法務分野における長年の実務経験を通じて、企業活動に係る法律に関する幅広い知見を有しております。同氏には、法律専門家としての経験・見識を基にした客観的見地から、企業法務・コンプライアンスに関する助言や経営監視の向上に資する提言・助言を期待しております。同氏は、社外取締役になること以外の方法で、直接企業経営に関与された経験はありませんが、2017年6月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>
再任
みずの　なおき
水 野 直 樹
（1961年7月24日生）</td><td>1985年 2月　当社入社
2007年 4月　当社フレグランス販売部長
2014年 6月　当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業副本部長兼フレグランス営業部長
2015年 7月　当社執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業副本部長兼フレグランス営業部長
2016年 6月　当社執行役員フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部長
2017年 6月　株式会社高砂アロマス代表取締役社長
2018年 6月　当社取締役常務執行役員調達本部長、生産本部担当
2020年 4月　当社取締役常務執行役員調達本部長兼サプライチェーン本部長、生産本部担当（現在に至る）</td><td>6,428株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
水野直樹氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	 再任 磯野 裕一（いその ひろかず） （1961年10月24日生）	1985年4月 当社入社 2004年4月 当社フレグランス販売部副部長 2006年6月 当社総務部長 2008年7月 Takasago International Corporation（U.S.A.） 副社長 2013年7月 当社人事総務部長兼国際人事室長 2014年7月 当社人事・総務本部副本部長 2016年6月 当社執行役員人事・総務本部長 2018年6月 当社取締役常務執行役員人事・総務本部長兼人事総務部長兼国際人事室長 2020年6月 当社取締役常務執行役員人事・総務本部長兼人事総務部長兼国際人事室長、管理本部担当（現在に至る）	6,185株
	【取締役候補者とした理由】 磯野裕一氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた管理部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		
10	 再任 川端 茂樹（かわばた しげき） （1962年7月21日生）	1985年4月 株式会社三菱銀行入行 2004年8月 株式会社東京三菱銀行法人業務第二部次長 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行法人業務第二部情報営業室次長 2006年6月 同行平針支社長 2008年4月 同行法人業務部副部長 2011年4月 同行トランザクションバンキング部長 2013年5月 同行監査部与信監査室長 2014年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社執行役員法務知的財産本部長、監査部担当 2018年6月 当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼経営企画部長兼法務知的財産本部長、監査部担当 2019年7月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長兼経営企画部長兼法務知的財産本部長、監査部担当（現在に至る）	6,735株
	【取締役候補者とした理由】 川端茂樹氏は、金融及び財務部門における長年の実務経験を有するほか、法人部門及び管理部門の責任者として要職を歴任しております。また2018年6月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。今後も引き続き、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、選任をお願いするものです。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者
野依良治氏及び松田浩明氏は、社外取締役候補者であります。なお、野依良治氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって20年間となります。同氏は、2001年にノーベル化学賞を受賞した世界的に著名な研究者であり、研究機関での組織運営の経験も有しております。同氏からは、国内外の研究分野の発展状況や企業の研究動向に関する助言に加え、客観的な立場・大局的な視点から経営全般に対する適切な助言をいただいており、当社にとって同氏は余人をもって代えがたい人材であると考えております。また、松田浩明氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年間となります。
3. 重要な兼職先と当社との関係
野依良治氏は、東レ株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と東レ株式会社との間には特別の関係はありません。
松田浩明氏は、虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属する虎ノ門第一法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、第95期事業年度における当社と虎ノ門第一法律事務所との取引金額総額は２百万円であります。
4. 責任限定契約
当社は、野依良治氏及び松田浩明氏との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年8月に同内容での更新を予定しております。
6. 独立役員
当社は、野依良治氏及び松田浩明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

現任の監査役のうち近藤仁氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりです。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 新 任 かわかみ　ゆきひろ 川　上　幸　宏 (1961年11月18日生)	1986年４月　当社入社 2005年４月　当社アロマサイエンス＆テクノロジー研究所第二部長 2007年４月　当社新事業開発研究所副所長兼第二部長 2008年４月　当社分析技術センター所長 2008年７月　当社分析技術研究所長 2012年10月　当社分析研究所長兼フレーバーＱＣセンター長 2016年７月　当社理事（現在に至る） 2017年６月　当社生産統括部長 2018年３月　当社生産統括部長兼物流部長 2019年10月　当社生産管理部長（現在に至る）	０株
【監査役候補者とした理由】 川上幸宏氏は、研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門および生産部門の責任者として要職を歴任しております。同氏は、当社の事業及び業務に関する豊富な経験・見識と、経営全般の監督に必要な高い倫理観を有しております。当社監査役としての職責を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものです。		

(注)　1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　責任限定契約
当社は、定款第31条第２項において、監査役との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。監査役候補者である川上幸宏氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

3.　役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。本議案において川上幸宏氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年8月に同内容での更新を予定しております。

以上

（添付書類）

事　業　報　告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の停滞や個人消費の低迷等、厳しい状況が続きましたが、足もとでは企業収益や業況感等、全体として徐々に改善に向かいました。世界経済につきましても同様で、新型コロナウイルス感染症の拡大により景気は大きく低迷しましたが、足もとでは持ち直しの動きが見られました。今後の内外経済の見通しにつきましては、感染拡大抑制と経済活動推進のバランスを模索する展開の中で、緩やかながらも改善基調を辿ると見られますが、依然として不確実性が大きい状況が続くものと思われます。

香料業界においては、競合他社との競争環境は厳しい状況が続いておりますが、市場としては、中国や東南アジアでの成長が引き続き期待できる一方、成熟市場である欧米でも底堅い成長が見込まれます。

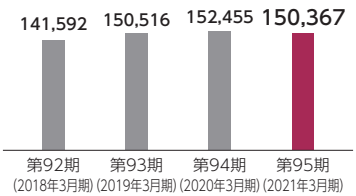
このような中、当社グループは「地球環境に配慮し、地域社会を大切にした、世界の人々から共感を得られる企業を目指す」、「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」の経営基本方針の下、当社グループの有する全ての力を集結し、グループ一丸となって中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN（One-T）』（2018-2020年度）に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は、前期比1.4％減の150,367百万円となりました。利益面では、営業利益は前期比136.4％増の6,289百万円、経常利益は前期比155.1％増の7,281百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比109.9％増の7,154百万円となりました。

売上高

150,367百万円
（前期比1.4％減）

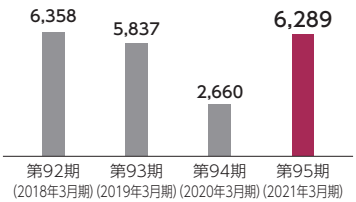
単位：百万円



営業利益

6,289百万円
（前期比136.4％増）

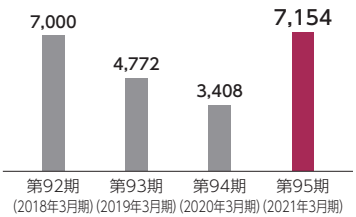
単位：百万円



親会社株主に帰属する当期純利益

7,154百万円
（前期比109.9％増）

単位：百万円



（部門別の概況）

■ フレーバー部門

当部門は飲料、アイスクリーム、製菓、調理加工食品等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、当社及び国内子会社において飲料向け等が低調に推移し、88,936百万円（前期比3.2％減）となりました。

■ フレグランス部門

当部門は主に衣料用洗剤・柔軟剤、香粧品、芳香剤等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、米国子会社において芳香剤向け等が好調に推移し、43,443百万円（前期比6.6％増）となりました。

■ アロマイングリディエンツ部門

当部門はメントール、ムスク等の香料素材からなっております。当連結会計年度の売上高は、主力品メントール等が低調に推移し、10,353百万円（前期比14.8％減）となりました。

■ ファインケミカル部門

当部門は医薬品中間体、触媒、有機電子材料等の精密化学品からなっております。当連結会計年度の売上高は、医薬品中間体が低調に推移し、6,187百万円（前期比1.4％減）となりました。

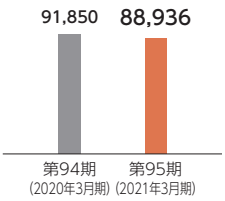
■ その他不動産部門

当部門はニッセイアロマスクエア地代収入等からなっております。当連結会計年度の売上高は、1,445百万円（前期比0.1％増）となりました。

フレーバー部門

88,936百万円
（前期比3.2％減）↘

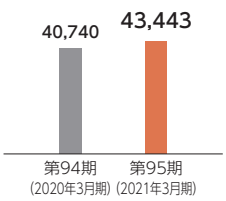
単位：百万円



フレグランス部門

43,443百万円
（前期比6.6％増）↗

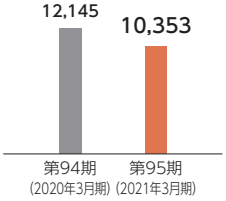
単位：百万円



アロマイングリディエンツ部門

10,353百万円
（前期比14.8％減）↘

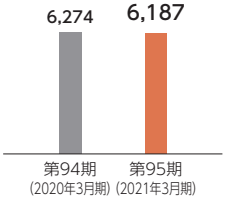
単位：百万円



ファインケミカル部門

6,187百万円
（前期比1.4％減）↘

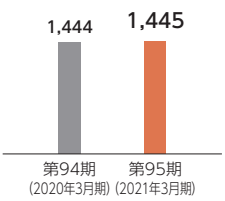
単位：百万円



その他不動産部門

1,445百万円
（前期比0.1％増）↗

単位：百万円



（地域別の概況）

■ 日本

当社のフレーバー部門及び国内子会社が低調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は、65,274百万円（前期比5.3%減）となったものの、営業活動が制限され販管費が減少したこと等により、営業利益は564百万円（前期は営業損失22百万円）となりました。

■ 米州

米国子会社においてフレグランス部門が好調に推移したこと等により、当連結会計年度の売上高は、35,077百万円（前期比7.3%増）、営業利益は2,356百万円（前期比546.5%増）となりました。

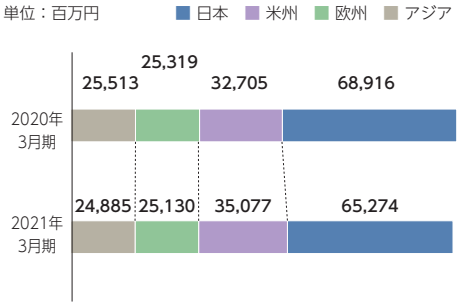
■ 欧州

アロマイングリディエンツ事業のスペイン子会社が苦戦し、当連結会計年度の売上高は、25,130百万円（前期比0.7%減）、営業利益は860百万円（前期比5.7%減）となりました。

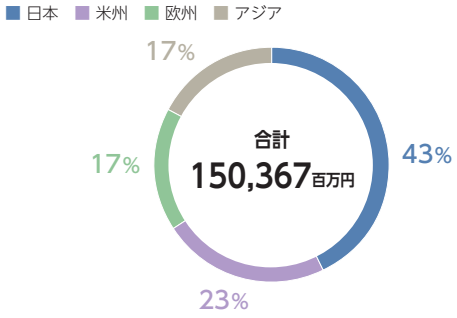
■ アジア

中国子会社が低調に推移し、当連結会計年度の売上高は、24,885百万円（前期比2.5%減）となったものの、シンガポール子会社等においてフレグランス部門の利益が改善したことにより、営業利益は2,235百万円（前期比63.9%増）となりました。

地域別売上高



地域別売上高比率



（2）設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は7,300百万円（前連結会計年度7,852百万円）であり、その主なものは、当社磐田工場の研究棟の新設等であります。なお、資金調達に関しては、特記すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	2017年度 第92期	2018年度 第93期	2019年度 第94期	2020年度 第95期 (当連結会計年度)
売上高	141,592百万円	150,516百万円	152,455百万円	150,367百万円
経常利益	6,720百万円	6,764百万円	2,854百万円	7,281百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	7,000百万円	4,772百万円	3,408百万円	7,154百万円
1株当たり当期純利益	354円66銭	241円67銭	173円49銭	364円81銭
総資産	189,772百万円	186,214百万円	182,829百万円	184,512百万円
純資産	98,402百万円	97,396百万円	94,775百万円	101,349百万円
1株当たり純資産	4,907円21銭	4,859円83銭	4,768円14銭	5,096円68銭

(注)　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日) 等を第93期から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した数値を記載しております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区　　分	2017年度 第92期	2018年度 第93期	2019年度 第94期	2020年度 第95期 (当事業年度)
売上高	62,977百万円	65,499百万円	64,288百万円	60,403百万円
経常利益	3,490百万円	3,357百万円	957百万円	2,113百万円
当期純利益	3,178百万円	3,455百万円	2,302百万円	2,793百万円
1株当たり当期純利益	161円02銭	175円00銭	117円18銭	142円42銭
総資産	136,655百万円	133,730百万円	128,049百万円	130,428百万円
純資産	68,463百万円	69,407百万円	67,034百万円	69,544百万円
1株当たり純資産	3,468円04銭	3,514円48銭	3,419円39銭	3,545円25銭

(注)　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日) 等を第93期から適用しており、第92期については、当該会計基準等を遡って適用した数値を記載しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社高砂ケミカル	200,000千円	100.0%	香料、化成品の製造販売及び輸入
高砂スパイス株式会社	73,200千円	100.0%	香辛料、食料品の製造販売
高栄産業株式会社	80,000千円	100.0%	倉庫業及び洗瓶・包装業
高砂珈琲株式会社	290,000千円	100.0%	コーヒー豆の輸入加工、コーヒーの製造販売
高砂フードプロダクツ株式会社	300,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
株式会社高砂アロマス	60,000千円	100.0%	調合香料の販売
株式会社 高砂インターナショナルコーポレーション	20,000千円	100.0%	香料他の輸入及び販売
南海果工株式会社	245,100千円	100.0%	果汁等飲料を中心とした食料品原料の製造・販売
高砂香料西日本工場株式会社	10,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
Takasago International Corporation (U.S.A.)	145,800千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売及び化成品・香料素材の販売
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	9,322千MXN	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	115,796千BRL	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	22,098千EUR	100.0%	香料の輸出入及び調合香料の製造販売
Takasago Europe G.m.b.H.	37,146千EUR	100.0%	香料の輸出入及び食品香料の製造販売
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	7,748千EUR	100.0%	香料の輸出入及び香料素材の製造販売
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	14,000千SGD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	1,230,864千INR	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
PT.Takasago International Indonesia	30,200千USD	100.0%	調合・食品香料の製造販売
上海高砂・鑑臣香料有限公司	51,600千CNY	60.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
上海高砂香料有限公司	10,566千CNY	60.0%	調合・食品香料の販売
高砂香料（広州）有限公司	26,000千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売

(注) 出資比率には間接所有分を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、創業100周年を迎える2020年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした『TAKASAGO GLOBAL PLAN』を推進し、安全・安心な生産・供給体制の確立に全力で取り組み、皆様から信頼される企業を目指してまいりました。そして本年2021年度より当社グループは次の100年を見据え、創業精神や新・企業理念と合わせて、Vision 2040を策定いたしました。そのVision 2040で定めた「ありたい姿」に近づくため、当社グループは中期経営計画「New Global Plan【NGP-1】」において、3つの基本方針、5つの柱、7つの重点課題を定め、着実かつ確実な達成を目指してまいります。

3つの基本方針

- 海外の成長促進
- 国内の利益改善
- サステナビリティの推進

以前は、海外の利益が安定しない中、日本が安定した利益を生み出すという構造が続いておりましたが、近年は海外拠点が売上高、営業利益ともに安定成長を続けており、グループ業績全体を支えております。NGP-1期間においても、引き続き海外市場で成長を目指してまいります。

一方、国内は、大きな市場拡大が見込めない中、近年は利益面で苦戦が続いております。
海外が成長著しいとはいえ、国内の売上高は全体の4割以上を占めております。
NGP-1期間においては、安定した収益を生み出す基盤としての役割を担う地域となるべく利益回復を図ります。

サステナビリティは、これからの企業には必要不可欠の、全ての活動に係る重要な要素であると考えております。当社グループでは、サステナビリティを推進するための新たなプログラムを立ち上げ、実行してまいります。

5つの柱

- 顧客満足度向上
- 人材開発
- 事業成長戦略推進
- 利益体質改善
- 技術革新

前中期経営計画「One-T」の基本方針をNGP-1でも柱と位置付け、継続的に取り組んでまいります。

7つの重点課題

1. グローバル経営基盤の整備
2. 海外拠点の事業部門強化のための仕組み作り
3. 合成事業生産体制の再構築
4. FL・FR製品生産効率性の追求
5. 海外拠点と日本を繋ぐ安定した人材の開発
6. 先端科学による競争力のある技術の創成
7. SDGsへの貢献を意識した製品の開発

7つの重点課題は組織横断的に取り組んでいく必要があり、グループ内での拠点間の連携を強め責任と権限を明確化し、課題によっては社外の協力、共創も視野に入れ具体的な施策を実施してまいります。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社39社及び関連会社１社で構成され、フレーバー、フレグランス、アロマイングリディエンツ、ファインケミカルの製造・販売を主な事業内容としており、さらに各事業に関連する研究及び不動産賃貸、その他の活動を展開しております。

(7) 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

会社名	セグメント	事業所	住所
高砂香料工業株式会社	日本	本社	東京都大田区
		大阪支店	大阪市北区
		名古屋支店	名古屋市中区
		福岡支店	福岡市博多区
		平塚研究所	神奈川県平塚市
		平塚工場	神奈川県平塚市
		磐田工場	静岡県磐田市
		鹿島工場	茨城県神栖市
		三原工場	広島県三原市
株式会社高砂ケミカル	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県掛川市
高砂スパイス株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	神奈川県秦野市
高栄産業株式会社	日本	本社	神奈川県平塚市
高砂珈琲株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県磐田市
高砂フードプロダクツ株式会社	日本	本社・工場	静岡県袋井市
株式会社高砂アロマス	日本	本社	東京都大田区
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	日本	本社	東京都大田区
南海果工株式会社	日本	本社・工場	和歌山県日高郡日高川町
高砂香料西日本工場株式会社	日本	本社	広島県三原市
Takasago International Corporation (U.S.A.)	米州	本社・工場	米国　ニュージャージー州ロックレイ
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	米州	本社・工場	メキシコ　メキシコシティ
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	米州	本社・工場	ブラジル　ヴィニェード
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	欧州	本社・工場	フランス　パリ
Takasago Europe G.m.b.H.	欧州	本社・工場	ドイツ　ツルピヒ
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	欧州	本社・工場	スペイン　ムルシア
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	アジア	本社・工場	シンガポール
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	アジア	本社・工場	インド　タミルナドゥ
PT.Takasago International Indonesia	アジア	本社・工場	インドネシア　バンテン
上海高砂・鑑臣香料有限公司	アジア	本社・工場	中国　上海
上海高砂香料有限公司	アジア	本社	中国　上海
高砂香料(広州)有限公司	アジア	本社・工場	中国　広州

② 従業員の状況

企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数
日本	1,565名
米州	719
欧州	644
アジア	791
合計	3,719

（注）就業人員であります。

当社の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2021年3月期	1,030名	6名増	40.6才	16.6年

（注）就業人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,549百万円
日本生命保険相互会社	5,896
農林中央金庫	3,921
株式会社みずほ銀行	3,817
三井住友信託銀行株式会社	2,402
株式会社紀陽銀行	2,065
株式会社常陽銀行	1,780
株式会社日本政策投資銀行	1,559
株式会社伊予銀行	1,480
株式会社横浜銀行	1,275
株式会社広島銀行	1,245
株式会社静岡銀行	920

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

① **発行可能株式総数** **60,000,000株**

② **発行済株式の総数** **20,152,397株**

③ **当事業年度末の株主数** **6,049名**

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,198千株	11.2%
日本生命保険相互会社	1,468	7.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,051	5.4
株式会社三菱UFJ銀行	947	4.8
共栄火災海上保険株式会社	780	4.0
中江産業株式会社	720	3.7
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	663	3.4
高砂香料従業員持株会	503	2.6
株式会社みずほ銀行	486	2.5
株式会社紀陽銀行	471	2.4

（注）1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（536,170株）を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式を536千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

⑤ **事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項**

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	12,258株	7名

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	桝村　聡	社長執行役員安全統括本部長
取締役	野依良治	東レ株式会社社外取締役
取締役	藤原久也	常務執行役員、フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部、米州地域担当
取締役	山形達哉	常務執行役員コーポレート本部長　兼　安全統括副本部長　兼　国際品質保証統括部長、情報システム部、品質保証部担当　兼　株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長
取締役	染川健一	常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当
取締役	谷中史弘	常務執行役員研究開発本部長、ファインケミカル事業本部担当
取締役	松田浩明	虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士
取締役	水野直樹	常務執行役員調達本部長　兼　サプライチェーン本部長、生産本部担当
取締役	磯野裕一	常務執行役員人事・総務本部長　兼　人事総務部長　兼　国際人事室長、管理本部担当
取締役	川端茂樹	常務執行役員経営戦略本部長　兼　経営企画部長　兼　法務知的財産本部長、監査部担当
監査役	近藤　仁	常勤監査役
監査役	小野　哲	常勤監査役
監査役	中江康男	中江産業株式会社代表取締役社長

(注) 1. 野依良治氏及び松田浩明氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 小野哲氏及び中江康男氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 小野哲氏は長年の行政機関等での経歴を通じ、財務及び税務に関する専門知識と豊富な経験を有しております。
4. 中江康男氏は長年の事業法人経営者としての職歴を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しているほか、会社経営全般に関する豊富な経験を有しております。
5. 当社は、野依良治、松田浩明、小野哲及び中江康男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当事業年度中の異動
2020年６月24日開催の第94回定時株主総会において、小野哲氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2020年６月24日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、取締役笠松弘典氏及び監査役大西一清氏は任期満了となり退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約によって役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意又は重過失に起因して生じた損害については補償の対象外とする等の免責事由があります。なお、当該保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、当社執行役員及び当社子会社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬の総額

役員区分	支給人数	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬等
取締役	11 名	98 百万円	98 百万円	12 百万円	△11 百万円
（うち社外取締役）	2 名	9 百万円	9 百万円	- 百万円	- 百万円
監査役	3 名	39 百万円	35 百万円	4 百万円	- 百万円
（うち社外監査役）	2 名	23 百万円	21 百万円	2 百万円	- 百万円

（注）1. 社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は１名で２百万円であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の株式報酬等の金額は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬等の費用計上額から業績達成度に基づく過年度費用計上額の戻入等を減額しております。
4. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額134百万円を支払っております。

② 上記報酬等に関する事項

ア．業績連動報酬（賞与）に関する事項

業績連動報酬として、取締役及び監査役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬（賞与）は、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて毎年一定の時期に支給する報酬であり、各事業年度の連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績指標に基づき、さらに各取締役が設定した重点施策に対する達成度等を総合的に勘案して支給額を決定しております。連結売上高等の定量的な評価基準は、当社のグローバルな事業運営の達成状況を判断するための重要な指標であり、業績連動報酬（賞与）に係る指標に適しているものと判断しております。

なお、当事業年度の業績指標に関する実績は、連結売上高150,367百万円、連結営業利益6,289百万円、連結営業利益率4.2%および親会社株主に帰属する当期純利益7,154百万円となりました。

イ．株式報酬等に関する事項

取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、社外取締役を除く取締役に対して支給しております（ただし、国内非居住の取締役に対しては、譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、金銭による株価連動報酬を支給しております）。取締役会の決議に基づき、対象となる取締役に毎年一定の時期に金銭報酬債権を支給し、取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式を割り当てる方法により支給することとしております。譲渡制限付株式報酬として割り当てた株式の50%については、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとしております。また、残る50%については、中期経営計画で設定した目標、具体的には、中期経営計画One-T（2018-2020年度）にて掲げている連結売上高（1,700億円）及び連結営業利益率（5.2%）の目標達成度合いに応じて、それぞれ譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとしております。なお、譲渡制限期間は株式割当日から３年間としております。

ウ．上記報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、当該金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権につき、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、株式数の上限を年４万株以内と決議いただいております（社外取締役は付与対象外）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は２名）であります。

監査役の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第91回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は２名）であります。

エ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、「取締役の報酬等の決定方針」を決議しております。

(2) 方針の内容の概要

当社の「取締役の報酬等の決定方針」は以下の通りであります。

(基本方針)

① 業務執行取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとする。

② 業務執行取締役の報酬等は、前項の方針に従い、株主総会で決議された額の範囲内で、一部業績連動の要素を反映させ、かつ、中長期的な業績と連動させるものとし、代表取締役社長が、社外取締役の意見を踏まえ報酬案を作成し、取締役会で決定するものとする。

③ 社外取締役の報酬等は、社外取締役の職責を反映した定額の固定報酬のみとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含まないものとする。

(固定報酬)

固定報酬は、各取締役の職責や役位に応じて毎月支給する報酬であり、個々の支給水準については、業績、過去実績、従業員給与の支給水準及び他社の支給水準等を勘案して支給額を決定する。

(業績連動報酬)

業績連動報酬（賞与）は、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて毎年一定の時期に支給する報酬であり、各事業年度の連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績指標に基づき、さらに各取締役が設定した重点施策に対する達成度等を総合的に勘案して支給額を決定する。

(非金銭報酬)

非金銭報酬は譲渡制限付株式によるものとする。

譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議に基づき、対象となる取締役に毎年一定の時期に金銭報酬債権を支給し、取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式を割り当てる方法により支給する。

支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は年額１億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)、交付を受ける株式の総数は年４万株以内とし、取締役会が決定する。

なお、譲渡制限期間は株式割当日から３～５年間とし、原則として、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、割り当てた株式の譲渡制限を解除する。

（取締役の報酬等の構成および割合）

取締役の報酬は、固定報酬、主として短期業績を反映する業績連動報酬としての賞与及び株主との価値共有の一層の促進を通じて中長期的な企業価値向上に資する報酬体系としての株式報酬等で構成される。

各報酬の構成比（賞与が満額支給された場合の構成比）は、原則として、概ね、固定報酬（60%程度）、賞与（20%程度）、株式報酬（20%程度）となるように設定する。

（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）

取締役会は、取締役の個人別の報酬の支給額の決定のうち、各取締役の固定報酬および業績連動報酬（賞与）の額の決定につき、代表取締役に一任する旨の取締役会決議を行い、代表取締役にその具体的内容について委任する。

なお、報酬額の決定に際して、代表取締役は、事前に社外取締役の意見聴取を行い、その意見を尊重する。

オ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

(1) 委任を受けた者の氏名、地位および担当

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長の桝村聡が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

(2) 委任された権限の内容・理由等

委任された権限の内容は、取締役の個人別の固定報酬および業績連動報酬（賞与）の額の決定に関するものであります。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役が担当する職務領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したため、これらの権限を代表取締役社長に委任しております。ただし、報酬の妥当性や評価の透明性を確保するために、事前に社外取締役の意見聴取を行い、その意見を尊重することとしております。

カ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬額の決定に際して、代表取締役が、事前に社外取締役の意見聴取を行い、その意見を尊重することを求めており、当社の「取締役の報酬等の決定方針」にもその旨を定めております。当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が当社の「取締役の報酬等の決定方針」に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 野依良治

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
東レ株式会社社外取締役を兼職しております。東レ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には15回中14回出席（出席率93%）し、適宜発言を行っております。
また、当社研究部門との意見交換のほか、不斉合成分野で国際的に著名な業績をあげた国内外の研究者を対象として毎年実施しております有機合成化学協会・高砂香料賞（野依賞）の設定を通して、当社の知名度向上に大きく貢献しております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
同氏には、当社の技術力を高める助言や企業価値向上に資する提言・助言を期待しております。同氏からは、国内外の研究分野の発展状況や企業の研究動向に関する助言に加え、客観的な立場・大局的な視点から経営全般に対する適切な助言をいただいております。

オ. 上記ア～エに関する意見
該当事項はありません。

② 取締役 松田浩明

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
虎ノ門第一法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属する虎ノ門第一法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、当事業年度における当社と虎ノ門第一法律事務所との取引金額総額は２百万円であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には15回中14回出席（出席率93%）し、弁護士としての豊富な経験を通じて培われた見識から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
同氏には、企業法務・コンプライアンスに関する助言や経営監視の向上に資する提言・助言等を期待しております。 同氏からは、事業の方向性に関する法的見地からの助言に加え、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に関する提言をいただいております。

オ. 上記ア～エに関する意見
該当事項はありません。

③ 監査役　小野　哲

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
就任後開催の取締役会には11回中11回出席（出席率100%）し、行政機関等での豊富な経験と見識に基づき、コンプライアンス、内部統制、今後の経営上の重要課題等について適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
就任後開催の監査役会には11回中11回出席（出席率100%）し、監査活動、今後の監査方針等について都度発言しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見
該当事項はありません。

④ 監査役　中江康男

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
中江産業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。中江産業株式会社は当社株式の3.7%を保有する株主であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
取締役会には15回中14回出席（出席率93%）し、他社における経営全般にわたる豊富な経験と見識に基づき、コンプライアンス、内部統制、今後の経営上の重要課題等について適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役会には16回中16回出席（出席率100%）し、監査活動、今後の監査方針等について都度発言しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見
該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	66百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

（注）1. 監査役会は会計監査人の報酬等について、取締役及び会計監査人より説明を受け、監査の品質・効率等を総合的に検証した結果、その報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1. の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人を解任又は不再任とする方針としております。

(6) 重要な子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L. 等９社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 上記に関して当社の取締役会が決議した「内部統制システムに関する基本方針」の内容は、次のとおりであります。

① 当社の取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・決裁権限規程・稟議規程などに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存しております。保存方法については、文書管理規程に定める方法で行い、重要文書については別途保存期間を定めております。取締役、監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長を本部長とする危機管理本部を設置し、重大損失が発生する場合に備えて緊急時対応を定めた危機管理計画書を策定しております。また、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、総合的なリスク管理体制の確立を図るため重要事項を審議し、推進しております。
その他必要に応じ取締役会及び執行役員会にて対応しております。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ全体の目標として、３事業年度を単位とした中期経営計画を戦略的に策定し、これに基づき各事業本部の毎期の目標・予算を設定し、事業本部ごとの効率的な資源配分に努めると共に、四半期ごとに結果をレビューし、効率性の確保を図っております。また、執行役員制を導入することにより、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行機能の分化・効率化を図っております。職務分掌規程、取締役会付議規程、決裁権限規程、稟議規程等が定める権限体系の中で権限委譲による効率的な業務遂行が図れる体制としております。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

グループ共通の企業憲章・行動規範を制定し、企業倫理の確立、法令遵守を徹底しております。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と徹底を図るために重要事項を審議し、推進しております。また、内部通報制度を整備し、役職員に対しその周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に努めております。監査部及び安全管理部において、業務監査のほか、コンプライアンスの観点も踏まえて環境保全・労働安全衛生・保安防災の監査を実施し、法令遵守体制の徹底を図っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ⅰ）当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、国内子会社及び海外子会社に対し当社への報告規程を策定し、その業務執行における一定の事項は当社宛事前協議、事前または事後の報告を義務づけることにより、当社グループ業務の適正性を確保しております。

（ⅱ）当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重大な損失が発生する場合、もしくは新たな損失リスクが予見される場合は、当社の管理部門へ速やかに連絡を行う体制としております。主要な国内子会社及び海外子会社については、当社の役職員が子会社取締役として経営に参画し、当社管理部門と共に、当社グループ業務の適正運用に努めております。また当社監査役は国内子会社監査役を兼務しております。

（ⅲ）当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

第③項の中期経営計画に基づき各子会社の毎期の目標・予算を設定し、子会社ごとの効率的な資源配分に努めております。経営計画をグループ経営計画として策定し、グループ全体としての業績管理を通して目標設定・フォロー・レビューを行うとともに、子会社については定期的に報告会を開催し、進捗を確認することで、効率的な業務遂行を図る体制としております。

（ⅳ）当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第④項の企業憲章・行動規範に基づき、グループ全役職員に対し企業倫理の確立及び法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の確立と徹底を図るために関連事項の審議等を行っております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の配属、異動、評価等の人事事項については監査役会と事前に協議し実施しております。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役の報告に関する体制

監査役は、業務の適正な運営を検証するため、全ての重要な会議に出席できます。また、第④項の内部通報制度による通報並びに法令・定款違反、不正行為またはその可能性のある事実の発生があった場合、監査役が出席するコンプライアンス委員会に報告される体制としております。また、当社は、監査役に報告を行った当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。さらに、監査役の職務の執行に必要がある場合に、その費用は会社が負担することとしております。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力や団体に対しては、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨んでおります。当社グループ企業憲章及び行動規範に、社会の秩序を乱す反社会的勢力に対して毅然と対応することを定め、この原則を徹底しております。社内に対応部署を設け、平素より関係行政機関や地域企業と情報交換に努めております。また、事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、速やかに対処できる体制としております。

⑨ 環境・衛生・安全を確保するための体制

人々の健康と安全を守り、地球環境保全に貢献する企業を目指し、環境・衛生・安全に関するEHS宣言を制定しております。また、安全統括本部を設置し、安全管理部において安全管理体制の再構築と環境保全の向上に努めております。さらに、製品の安全・安心の確保を重要事項とし、原材料から製品までの安全性を確保するため、品質保証部を主体とした、調査及び検証体制としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会では「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の評価を行い、適切な体制整備に努めております。

① 内部統制システム全般について

当事業年度において、内部監査については、監査部が年間の監査計画に基づいて、内部統制システムの体制の構築と運用状況につき、当社及び当社グループ子会社９社を対象とした監査を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価については、評価を担当する組織が、内部統制の整備・運用状況の評価に関する計画書に基づいて、当社及び当社グループ子会社11社を対象とした内部統制評価を実施しました。

② コンプライアンス体制について

当事業年度において、取締役・監査役で構成されるコンプライアンス委員会を２回開催し、当社及び当社グループ子会社から報告されたコンプライアンスに関する課題等につき内容を審議し、必要となる対策を協議しました。また、コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度「明日への窓」を設置し、適正な運用に努めるとともに、当社及び当社グループ子会社への周知を図りました。

③ リスク管理体制について

危機管理本部を組織し、危機管理計画書を定めております。当事業年度において、重大な損失が発生する事象等はございませんでした。安全管理部は、環境保全・労働安全衛生・保安防災の観点からの監査計画に基づき、当社及び当社グループ子会社の主要事業所に対し、安全監査を実施しました。また、総合的なリスク管理体制の確立を図るためリスク管理委員会を設置し２回開催しました。

④ グループ子会社の経営管理について

当事業年度において、当社グループ子会社は、関係会社における報告規程に基づき、重要度に応じて取締役会あるいは取締役に報告を行いました。海外子会社に関しては、グローバル執行役員会を四半期ごとに開催しました。また、国内子会社に対し半期ごとに事業報告会を開催しました。

⑤ 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を15回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた経営上重要な事項の決定及び業務執行の監督を行いました。また、取締役及び幹部職員は、四半期ごとの経営会議を通じて業務執行者及び使用人との課題の共有を図りました。

⑥ 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を16回開催し、監査計画を定めるとともに、各監査役の監査活動につき情報共有し意見交換を行いました。監査役は取締役会に加え執行役員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等と意見交換を行うなどして取締役の業務執行の監査を行いました。また、監査部及び会計監査人と定期的に意見交換を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**91,754**
現金及び預金	10,879
受取手形及び売掛金	34,331
商品及び製品	26,742
仕掛品	174
原材料及び貯蔵品	15,701
その他	4,124
貸倒引当金	△198
固定資産	**92,758**
有形固定資産	**57,156**
建物及び構築物	31,263
機械装置及び運搬具	12,413
工具、器具及び備品	2,849
土地	7,851
建設仮勘定	1,940
その他	838
無形固定資産	**2,000**
投資その他の資産	**33,601**
投資有価証券	27,600
出資金	400
長期貸付金	1,375
退職給付に係る資産	1,035
繰延税金資産	1,971
その他	1,610
貸倒引当金	△392
資産合計	**184,512**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**50,370**
支払手形及び買掛金	13,893
短期借入金	18,984
1年内返済予定の長期借入金	5,617
1年内償還予定の社債	200
未払法人税等	1,113
賞与引当金	1,919
役員賞与引当金	28
その他	8,615
固定負債	**32,792**
社債	200
長期借入金	18,702
繰延税金負債	2,983
役員退職慰労引当金	12
退職給付に係る負債	9,431
その他	1,462
負債合計	**83,163**
純資産の部	
株主資本	**91,213**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,378**
利益剰余金	**74,886**
自己株式	**△1,300**
その他の包括利益累計額	**8,763**
その他有価証券評価差額金	**13,638**
繰延ヘッジ損益	**0**
為替換算調整勘定	**△4,279**
退職給付に係る調整累計額	**△596**
非支配株主持分	**1,371**
純資産合計	**101,349**
負債・純資産合計	**184,512**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高		**150,367**
売上原価		**105,312**
売上総利益		**45,054**
販売費及び一般管理費		**38,764**
営業利益		**6,289**
営業外収益		
受取利息	89	
受取配当金	436	
持分法による投資利益	172	
為替差益	154	
助成金収入	266	
その他	580	1,701
営業外費用		
支払利息	502	
その他	206	708
経常利益		**7,281**
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	1,328	1,337
特別損失		
固定資産処分損	49	49
税金等調整前当期純利益		**8,570**
法人税、住民税及び事業税	1,695	
法人税等調整額	△378	1,316
当期純利益		**7,253**
非支配株主に帰属する当期純利益		**98**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,154**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月10日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　椎　名　　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江　森　祐　浩　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**49,150**
現金及び預金	4,535
受取手形	2,185
売掛金	17,711
商品及び製品	14,338
仕掛品	50
原材料及び貯蔵品	4,768
前渡金	24
関係会社短期貸付金	4,266
その他	1,269
貸倒引当金	△0
固定資産	**81,278**
有形固定資産	**24,212**
建物	12,508
構築物	1,119
機械及び装置	4,796
車両運搬具	57
工具、器具及び備品	1,395
土地	3,071
建設仮勘定	1,263
無形固定資産	**1,297**
施設利用権	15
電話加入権	19
ソフトウエア	1,259
その他	3
投資その他の資産	**55,768**
投資有価証券	25,210
関係会社株式	12,423
出資金	3
関係会社出資金	12,287
関係会社長期貸付金	3,793
差入保証金	543
前払年金費用	1,217
その他	336
貸倒引当金	△47
資産合計	**130,428**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**35,215**
支払手形	1,560
買掛金	6,379
短期借入金	16,387
1年内返済予定の長期借入金	5,258
1年内償還予定の社債	200
未払金	692
未払法人税等	664
未払費用	1,835
賞与引当金	1,442
役員賞与引当金	16
その他	779
固定負債	**25,668**
社債	200
長期借入金	14,487
繰延税金負債	3,336
退職給付引当金	7,325
長期預り保証金	260
その他	58
負債合計	**60,883**
純資産の部	
株主資本	**56,021**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,377**
資本準備金	8,355
その他資本剰余金	21
利益剰余金	**39,740**
利益準備金	1,905
その他利益剰余金	37,834
固定資産圧縮積立金	477
配当準備金	470
研究開発積立金	320
別途積立金	1,714
繰越利益剰余金	34,852
自己株式	**△1,344**
評価・換算差額等	**13,522**
その他有価証券評価差額金	**13,521**
繰延ヘッジ損益	**0**
純資産合計	**69,544**
負債・純資産合計	**130,428**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位 百万円）

科目	金額	
売上高		**60,403**
売上原価		**43,997**
売上総利益		**16,406**
販売費及び一般管理費		**16,161**
営業利益		**244**
営業外収益		
受取利息	157	
受取配当金	1,109	
関係会社受入手数料	261	
為替差益	514	
その他	403	2,444
営業外費用		
支払利息	242	
社債利息	2	
関係会社支払手数料	191	
その他	139	575
経常利益		**2,113**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,303	1,303
特別損失		
固定資産処分損	29	29
税引前当期純利益		**3,387**
法人税、住民税及び事業税	842	
法人税等調整額	△247	594
当期純利益		**2,793**

（注）金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月10日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　椎　名　　弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江　森　祐　浩 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月10日

高砂香料工業株式会社　監査役会
常勤監査役　近藤　仁 ㊞
常勤監査役（社外）　小野　哲 ㊞
監査役（社外）　中江　康男 ㊞

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時　2021年６月24日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限　2021年６月23日（水曜日）午後５時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。





電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

行使期限　2021年６月23日（水曜日）午後５時30分まで

パソコンまたは携帯端末から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインＩＤ及び仮パスワードをご入力のうえ、画面の案内に従って、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。ただし毎日午前２時～午前５時はお取扱いを休止いたします。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（当社株主名簿管理人）
電話0120－173－027（受付時間 午前９時～午後９時）

注意事項
- パソコンまたは携帯端末による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットによる議決権行使をご利用いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- その他、ご不明な点は上記お問い合わせ先にご照会ください。

機関投資家様向け「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、事前のご利用申し込みを前提として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図



東京都大田区蒲田五丁目37番1号

ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
（17階へは、高層階用エレベーターをご利用ください。）

交通のご案内

- ●JR京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩3分
- ●東急電鉄「蒲田駅」より徒歩5分
- ●京浜急行「京急蒲田駅」西口より徒歩7分



高砂香料工業株式会社

〒144-8721　東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア17F
TEL：03-5744-0511（代表）
ホームページアドレス：https://www.takasago.com/

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。